

## N o 3 医師留学支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>令和<u>8</u>年度医師留学支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1～2条 (略)</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関又は教育関連機関に在籍する令和<u>8</u>年3月31日現在で原則として医師免許取得後15年以内の者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、令和<u>8</u>年4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。</p> <p>第6条～12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>8</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日から施行する。</p> <p>2 令和<u>8</u>年度補助額は、令和<u>8</u>年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助(予定)額の2分の1を上限とする。</p> <p>(別表) (略)</p>	<p>令和<u>7</u>年度医師留学支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1～2条 (略)</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関又は教育関連機関に在籍する令和<u>7</u>年3月31日現在で原則として医師免許取得後15年以内の者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、令和<u>7</u>年4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。</p> <p>第6条～12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>7</u>年4月1日から施行する。</p> <p>2 令和<u>7</u>年度補助額は、令和<u>7</u>年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助(予定)額の2分の1を上限とする。</p> <p>(別表) (略)</p>

新	旧
第1号様式 <u>年度の変更</u> 第2号様式 (その1) <u>年度の変更</u> 第2号様式 (その2) <u>年度の変更</u> 第3号様式 <u>年度の変更</u> 第4号様式 <u>年度の変更</u> 第5号様式 <u>年度の変更</u>	<u>第1号様式</u> <u>第2号様式 (その1)</u> <u>第2号様式 (その2)</u> <u>第3号様式</u> <u>第4号様式</u> <u>第5号様式</u>
(別紙1) <u>留学事業計画書に記載例を追加</u> (別紙2) 変更なし (別紙3) 変更なし (別紙4) 変更なし (別紙5) 変更なし (別紙6) 変更なし (別紙7) 変更なし (別紙8) 変更なし	<u>(別紙1)</u> (別紙2) (別紙3) (別紙4) (別紙5) (別紙6) (別紙7) (別紙8)